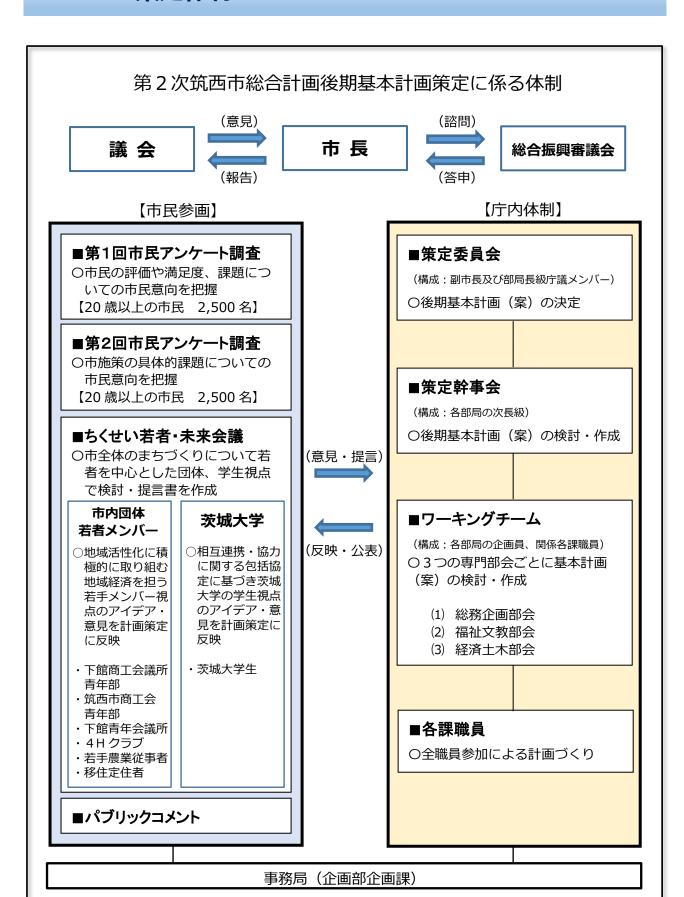
第4部 資料編

1	策定体制 	214	
2	策定経緯	215	
3	諮問・答申	217	
4	議会基本条例	219	
5	総合振興審議会	220	
6	策定委員会	222	
7	施策と SDGs の対応関係	227	

1. 策定体制



2. 策定経緯

年	月 日	内容
令和 2 年	12月	令和 2 年度市民意向調査実施
		・調査期間:令和 2 年 12 月 11 日~12 月 25 日
		・調査対象:筑西市内在住の 20 歳以上、2500 人
		・調査方法:郵送による
		・回収数 : 891 件
		・回収率 : 35.6%
令和3年	6月10日	第1回ちくせい若者・未来会議
		・筑西市の現状や課題を議論
	6月24日	第2回ちくせい若者・未来会議
		・筑西市の魅力や強みを議論
	6月30日	第1回策定幹事会、第1回ワーキングチーム合同会議
		・基礎調査及び市民意識調査結果の検討
	6月30日	第 1 回策定委員会
		・基礎調査及び市民意識調査結果の検討
	7月 8日	第3回ちくせい若者・未来会議
		・筑西市のあるべき姿や将来像を議論
	7月12日、19日	筑西市職員 SDGs 研修会
		・市職員を対象に SDGs の基礎知識に関する研修の実施
	7月15日	第 4 回ちくせい若者・未来会議
		・必要な施策を議論、投票
	7月27日	市長インタビュー
		・市長として重点的に行っていきたい取組を把握
	8月 6日	ちくせい若者・未来会議提言書提出
		・市が行うべき施策を取りまとめた提言書を提出
	8月11日	第2回ワーキングチーム会議
		・後期基本計画(第1次素案)作成に向けた検討
	8月~9月	令和 3 年度市民意識調査実施
		・調査期間:令和 3 年 8 月 25 日~9 月 10 日
		・調査対象:筑西市内在住の 20 歳以上、2500 人
		・調査方法:郵送による
		・回収数 : 692 件
		・回収率 : 27.7%
	10月 8日	第2回策定幹事会、第3回ワーキングチーム合同会議
		・後期基本計画(第1次素案)の検討
	10月28日	第 2 回策定委員会
		・後期基本計画(第1次素案)の検討

年	月 日	内容
令和3年	11月 2日	第1回総合振興審議会
		・後期基本計画の諮問
		・後期基本計画(第1次素案)の審議
	11月11日	第3回策定幹事会、第4回ワーキングチーム合同会議
		・後期基本計画(第2次素案)作成に向けた検討
	11月30日	議会全員協議会
		・後期基本計画の策定経過を説明
	12月21日	第3回策定委員会
		・後期基本計画(第2次素案)の検討
	12月22日	第2回総合振興審議会
		・後期基本計画(第2次素案)の審議
	12月22日~	パブリックコメント
令和4年	1月11日	・パブリックコメントの実施
	1月24日	第3回総合振興審議会(書面協議)
		・後期基本計画(案)、答申書(案)の審議
	1月28日	総合振興審議会からの答申
		・後期基本計画の答申
	2月15日	第 4 回策定委員会
		・後期基本計画(案)の決定

3. 諮問・答申

【諮問書】

筑 企 画 第 301 号 令和 3 年 11 月 2 日

筑西市総合振興審議会 会長 爲 我 井 茂 様

筑西市長 須 藤 茂

第2次筑西市総合計画後期基本計画について(諮問)

第2次筑西市総合計画後期基本計画について貴審議会のご意見を賜りたく、下記のとおり 諮問いたします。

記

1. 後期基本計画について



総合振興審議会 爲我井会長から市長へ答申

【答申書】

令和4年1月28日

筑西市長

須 藤 茂 様

筑西市総合振興審議会 会 長 爲我井 茂

第2次筑西市総合計画後期基本計画について(答申)

令和3年11月2日付け筑企画第301号をもって諮問のありました第2次筑西市総合計画後期基本計画につきまして、本審議会で慎重に審議した結果、適切であるとの結論に至りましたので答申いたします。

なお、この答申に基づく第2次筑西市総合計画後期基本計画の実現及び計画の着実な推進に 向けて、下記事項に十分配慮されるよう要望いたします。

記

- 1 本計画の策定にあたり実施した市民意識調査やちくせい若者・未来会議などを通して寄せられた多くの市民の意見を尊重するとともに、本計画の推進過程においても市民要望を 的確に把握しながら施策を展開すること。
- 2 10万人規模の人口維持を目指し、市民との協働により各施策を展開し、本市の魅力向上、移住・定住人口及び交流人口の増加を図ること。
- 3 本計画に位置付けた「重点プロジェクト」については、全庁的な体制のもと、その推進 に努めること。
- 4 本計画に位置付けた各施策の推進にあたっては、加速度的に変化する時代の潮流を的確 に捉えながら、緊急性や市民の視点からの優先度、財政状況などを総合的に勘案し、計画 的かつ戦略的な推進を図ること。
- 5 各施策の取組成果を着実にあげていくため、毎年度、事務事業評価による内部評価のほか、外部評価を行うことで進捗状況を報告するなど、計画の進行管理を徹底すること。

4. 議会基本条例

【議会基本条例(抜粋)】

〇筑西市議会基本条例(抜粋)

平成 27 年 2 月 26 日 条例第 1 号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 議会運営及び議員活動の原則等(第4条―第7条)

第3章 市民と議会との関係 (第8条-第12条)

第4章 議会と市長等との関係(第13条―第16条)

第5章 本会議及び委員会(第17条―第19条)

第6章 議会の体制整備 (第20条―第23条)

第7章 政務活動及び政治倫理(第24条・第25条)

第8章 補則 (第26条—第28条)

附則

旧下館市、旧関城町、旧明野町及び旧協和町の合併を経て、本市を取り巻く環境は、人口の減少 と高齢化の中で、地域医療の再生、公共施設の適正配置、教育環境の整備、農業、商業及び工業に おける地域経済や雇用の問題など、多方面にわたって課題が山積している。その一方で、市民の生 活様式や就労形態が多様化し、地域のコミュニティーも変貌している。

そのような中、筑西市議会(以下「議会」という。)は、市民の負託に応えなければならない。そのために議会は、従来の市政に対する調査、検査等のチェック機能に偏らず、これまで以上に執行部との緊張感を持った関係を保持しつつ、民意を汲んだ政策提言をしていかなければならない。

さらに、議会を市民にとってより身近なものとし、市政における民意の反映を市民一人ひとりが 感じ取れるものにしていかなければならない。

よって、議会は、地域主権と住民自治の実現に向けて、市民に開かれた議会運営を図り、さらなる議会改革に取り組むことを決意し、その権限と能力を市政の発展及び市民の福祉向上のために機能させ、邁進する。

(議決事項の追加)

第14条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、次の事項を議決 事項として追加する。

(1) 市総合計画のうち基本構想の策定

5. 総合振興審議会

【総合振興審議会委員】

No.	区分	役職	氏名	備考
1	市議会議員	筑西市議会議長	増 渕 慎 治	
2	"	筑西市議会総務企画委員会委員長	藤澤和成	
3	11	筑西市議会福祉文教委員会委員長	三澤隆一	
4	11	筑西市議会経済土木委員会委員長	保 坂 直 樹	
5	団体役職員	筑西市自治会連合会会長	爲我井 茂	会長
6	11	筑西市地域女性団体連絡会会長	野澤和子	
7	"	筑西市消防団団長	塚田俊夫	
8	"	筑西市国際友好協会会長	神原重子	
9	11	真壁医師会筑西支部長	榎 戸 久	
10	"	筑西市社会福祉協議会会長	落 合 聖 二	
11	"	筑西市保育研究会会長	新井平一	
12	11	筑西市連合民生委員児童委員協議会会長	大久保 芳 雄	
13	11	青少年育成筑西市民の会会長	稲見信夫	
14	"	筑西市スポーツ協会会長	谷 貝 淳	
15	"	筑西市教育委員会教育長職務代理者	吉 澤 貴美子	
16	"	筑西市文化協議会会長	叶 谷 榮 子	
17	"	筑西市商工会会長	大 畑 良 雄	
18	11	北つくば農業協同組合代表理事組合長	古 澤 諭	
19	11	筑西市観光協会会長	鈴 木 勝 家	
20	11	下館商工会議所専務理事	舘 野 理	
21	学識経験者	茨城県政策企画部地域振興課長	松田慧吾	
22	"	筑波大学システム情報系社会工学域教授	村 上 暁 信	
23	"	茨城大学人文社会科学部現代社会学科教授	馬渡剛	副会長

上記、総合振興審議会委員の委嘱については令和3年7月1日からの2年間とする。

【総合振興審議会設置条例】

〇筑西市総合振興審議会設置条例

平成 17 年 3 月 28 日 条例第 13 号

(設置)

第1条 本市の総合的振興と住民の福祉の向上を図るため、筑西市総合振興審議会(以下「審議会」 という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申 するものとする。
 - (1) 総合振興の基本構想及び基本計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか総合振興に関し必要と認めること。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。
- 2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 市議会議員
 - (2) 団体の役職員
 - (3) 学識経験者
- 3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 公職等にあることの理由で委嘱された委員は、当該理由がやんだときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(小委員会)

- 第7条 審議会は、特別の事項を調査審議するため、必要に応じて小委員会を設けることができる。
- 2 小委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 4 小委員会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合振興計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

6. 策定委員会

【総合計画策定委員会設置要綱】

筑西市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第2次筑西市総合計画後期基本計画(以下「総合計画」という。)の策定について必要な事項 を調整・協議するため、筑西市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。
 - (1)総合計画策定の方針に関する事項
 - (2) 基本構想、基本計画及び実施計画に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか総合計画の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を 代理する。

(策定幹事会)

- 第5条 第2条第2号及び第3号に掲げる事項について調査、研究、調整又は協議するため、策定委員会の補助機関として策定幹事会を置く。
- 2 策定幹事会は、別表第2中欄に掲げる部局の次長の職にある者(次長の職にある者が2人以上いる部局にあっては、そのうち部局長が指名する者とし、次長の職にある者がいない部局にあっては、部局長が指名する課等の長の職にある者とする。)で組織する。
- 3 策定幹事会に会長及び副会長各1人を置く。
- 4 会長は、企画部次長の職にある者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長が委員の中から指名する。
- 6 会長は、会務を総理し、策定幹事会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (専門部会)
- 第6条 策定幹事会において、分野別に調査、研究、調整又は協議するため、次に掲げる専門部会を 置く。
 - (1) 総務企画部会
 - (2) 福祉文教部会
 - (3) 経済土木部会
- 2 専門部会は、別表第2左欄に掲げる部会の区分に応じ、当該中欄に掲げる部局の策定委員会の委員にある者をもって組織する。
- 3 専門部会は、別表第2左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる課等の施策について所掌する。

- 4 専門部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、専門部会ごとの委員の互選により定める。
- 6 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ワーキングチーム)

- 第7条 専門部会の補助機関として、専門部会ごとにワーキングチームを置く。
- 2 ワーキングチームは、専門部会の付託事項について調査、研究、調整又は協議する。
- 3 ワーキングチームは、各部の企画員(筑西市企画員設置規程(平成29年市訓令第2号)第3条 第2項第2号に規定する企画員をいう。)に任命された者をもって組織する。
- 4 ワーキングチームにリーダー及びサブリーダー各1人を置く。
- 5 リーダー及びサブリーダーは、ワーキングチームの互選により定める。
- 6 リーダーは、会務を総理し、ワーキングチームを代表する。
- 7 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたとき は、その職務を代理する。

(会議)

- 第8条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長(策定幹事会の会議にあっては策定幹事会の会長、専門部会の会議にあっては部会長、ワーキングチームの会議にあってはリーダー)が招集 し、会議の議長となる。
- 2 議長は、必要と認めるときは、構成員以外の者に対し、出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料を提出させることができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、総合計画主管課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成28年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年1月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

策定委員会委員(16名)

,—=1,2 (F 1,21,2 (
副市長
市長公室長
総務部長
企画部長
人口対策部長
税務部長
市民環境部長
保健福祉部長
こども部長
経済部長
土木部長
上下水道部長
会計管理者
教育部長
議会事務局長
農業委員会事務局長

別表第2(第5条、第6条関係)

策定幹事会及び専門部会

定幹事会及び専	 					
専門部会	沿	課等				
総務企画部会	市長公室	秘書課・広報広聴課・市民協働課・企業誘致推進局				
	総務部	総務課・行政改革推進課・管財課・契約検査課・関城支所 明野支所・協和支所				
	企画部	企画課・財政課・情報政策課				
	人口対策部	人口対策課				
	税務部	市民税課・資産税課・収税課				
	市民環境部	市民課・川島出張所・環境課・消防防災課・市民安全課 空き家対策推進課				
	会計管理者	会計課				
	議会事務局	議事課				
	監査委員・公平委員会事務局					
福祉文教部会	保健福祉部	健康増進課・コロナワクチン接種対策課・地域医療推進課 医療保険課・社会福祉課・障がい福祉課・高齢福祉課 介護保険課・人権推進課				
	こども部	こども課・認定こども園せきじょう・母子保健課				
	教育委員会	学務課・明野幼稚園・下館学校給食センター・明野学校給食センター・義務教育学校整備推進課・施設整備課・指導課生涯学習課・文化課・地域交流センター・生涯学習センター明野公民館・協和公民館・スポーツ振興課・美術館				
経済土木部会	経済部	商工振興課・観光振興課・農政課・水田農業振興課 ふるさと整備課				
	土木部	土木課・道路維持課・建築課・都市整備課・宅地開発課				
	上下水道部	下水道課・水道課・農業集落排水課				
	農業委員会事務局	農地調整課				

(第7条関係)

ワーキングチーム

○筑西市企画員設置規程

平成29年3月17日 市訓令第2号

(設置)

第1条 本市の各部署の事業及び財務に関し専門的な見地で調査研究を行い、各部署間の連絡 調整を図り、もって市政の円滑な運営に資するため、筑西市企画員(以下「企画員」という。) を置く。

(任務)

- 第2条 企画員の任務は、各部内庶務担当と連携を図りながら、次に掲げる事項を行うものと する。
 - (1) 部内事業に係る企画の立案及び調整並びにそれらのために必要な調査及び研究
 - (2) 交付税、補助金、起債等の歳入に係る調査及び研究並びに歳出削減の方策の検討
 - (3) 前2号に掲げるもののほか市長が特に命じること。

(企画員)

- 第3条 企画員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 企画課長
 - (2) 企画部長が指名する職員
- 2 前項第1号に掲げるの職にある者を主任企画員とする。

(企画員会議)

- 第4条 主任企画員は、必要に応じて企画員の会議(以下「企画員会議」という。)を招集し、 企画員会議の議長となる。
- 2 次に掲げる職にある者は、オブザーバーとして企画員会議に出席するものとする。
 - (1)総務課長
 - (2) 行政改革推進課長
 - (3) 財政課長
- 3 議長は、必要と認めるときは、企画員及び前項のオブザーバー以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第5条 企画員の庶務は、企画主管課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

7. 施策と SDGs の対応関係

【SDGs における各ゴールの説明】

1 紫田を なくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を 終わらせる	10 Aや国の不平等 をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正 する
2 如號を せいに くくくく	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び 栄養改善を実現し、持続可能な農業を 促進する	11 住み続けられる まちづくりを	包摂的で安全かつ強靭(レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を 実現する
3 すべての人に 健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な 生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
4 質の高い教育を みんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い 教育を確保し、生涯学習の機会を促進 する	13 気候変動に 具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するため の緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を 実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性 及び女児の能力強化を行う	14 海の豊かさを 守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレ を世界中に	全ての人々の水と衛生の利用可能性 と持続可能な管理を確保する	15 陸の最かさも 今ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	全ての人々の安価かつ信頼できる持続 可能な近代的エネルギーへのアクセス を確保する	16 年和と公正を すべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂 的な社会を促進し、全ての人々に司法 へのアクセスを提供し、あらゆるレベ ルにおいて効果的で説明責任のある包 摂的な制度を構築する
8 傷きがいも 経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び 全ての人々の完全かつ生産的な雇用と 働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク)を促進する	17 パートナーシップで 日常を達成しょう	持続可能な開発のための実施手段を 強化し、グローバル・パートナーシッ プを活性化する
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	強靭(レジリエント)なインフラ構築、 包摂的かつ持続可能な産業化の促進 及びイノベーションの推進を図る		

S	US1 EVE	TAINABLE GOALS	が 貧困を	ぜ口に	ー√√ 健康と	教育を
誰もた	が誇れる	元気未来都市づくり				
	1	農業の振興		•		
	2	工業の振興				
1	3	商業の振興				
	4	企業の誘致				
	5	創業の支援				
2	6	観光の振興				
あらば	カス世代が					
د در رق	7	計画的な土地利用の推進				
	8	道路網の整備				
	9	公共交通の充実			•	
3	10	上水道の整備				
3	11	下水道の整備				
	12	住環境の向上	•			
	13	空き家対策の推進				
	14	防災対策の強化				
	15	消防・救急対策の充実				
	16	交通安全対策の推進			•	
4	17	防犯対策の推進				
	18	自然環境の保全			•	
	19	循環型社会の形成				
5	20	出会い・結婚・出産・子育て環境の充実	•	•	•	•
	21	健康づくりの推進			•	
6	22	地域医療の充実			•	
	23	地域福祉の推進	•		•	•
_	24	高齢者支援の充実	•		•	
7	25	障がい者支援の充実	•		•	
	26	社会保障制度の適正な運用	•	•	•	
郷土翠	を育む	教育・文化都市づくり				
	27	幼児教育の充実				•
8	28	学校教育の充実		•	•	
	29	生涯学習の充実				•
9	30	青少年の健全育成				•
	31	生涯スポーツの推進			•	•
10	32	歴史文化遺産の保全・活用				•
10	33	文化・芸術の振興				•
自主·		たまちづくりの強化				
	34	人権の尊重と男女共同参画の推進				•
11	35	地域コミュニティの育成				
	36	協働のまちづくりの強化				
	37	多様な交流の促進				
	38	戦略的なPR活動の推進と基盤の強化				
12	39	移住・定住の促進				
	40	行財政改革の推進				•
13	41	広域連携の推進				

3 すべての人に 4 質の高い教育を みんなに

5 %x>9-79£	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 = 2.04 - E.A.C.C.	8 動きがい6 経済成長6	9 ##2###### ###2/59	10 Aや国の不平等 をなくそう	11 @a@ifotto #550(98	12 つくる責任 つかう責任	13 紫美変動に 具体的な対策を	14 %08#5E 955	15 #0### 6 935	16 平和と公正を	17 />->7** BREARLES
¥	¥	74	M		`₹′	A	w			<u> </u>	Y	8
しよう 平等を実現 ジェンダー	世界中に安全な水と	そしてクリーンに みんなに エネルギーを	経済成長も	つくろう 革新の基盤を 産業と技術	なくそう 人や国の	まちづくりを られる	つかう責任	具体的な対策を気候変動に	守ろう	守ろう	すべての人に平和と公正を	達成しようパートナー
		1,0										
			•		•					•		
			•	•		•						
			•	•								
			•	•								
							I	1				
				•		•		•				
						•	•	•				•
	•			•		•						
						•		•		•		
				•		•		•		•		
						•						
						•					•	
	•					•	•		•	•		
•		•	•				•	•			•	
						•						
			•									
•			•		•	•					•	
•	•			•		•	•				•	
					•	•						
						•					•	
						•	•					
			•				•					
•			•		•							
						•						
			•		•	•					•	•
			•	•		•	•				•	
			•		•	•						
		•	•	•		•						•

第2次筑西市総合計画【後期基本計画】

令和4年3月

発行:茨城県筑西市編集:企画部企画課

〒308-8616 茨城県筑西市丙 360 番地

TEL: 0296-24-2111 (代表)

https://www.city.chikusei.lg.jp/



第2次筑西市総合計画 【後期基本計画】